

【収入印紙の貼付が必要な文書】

- Q. 1 社会福祉法人が発行する領収書、契約書等への収入印紙の貼付の範囲について教えてください。**
- 2 貼付すべき契約書に収入印紙を貼付していない場合の罰則はありますか。
- 3 貼付する必要のない文書へ収入印紙を貼付した場合の対応はどうしたらよいですか。

A :

- 1 印紙税がかからない文書は次のとおりです。
- ① 契約金額が1万円未満の契約書
 - ② 国、地方公共団体が作成した文書
 - ③ 介護サービスに関する契約書
 - ④ 受取金額が3万円未満の領収書
 - ⑤ 営業に関しない領収書

①について

契約金額が1万円未満であれば、会社、社会福祉法人を問わず、契約書に収入印紙を貼付する必要はありません。

②について

国、地方公共団体は文書の如何に拘らず、収入印紙を貼付する必要がありません。ただし、社会福祉法人が国や地方公共団体と委託契約等を締結する時は、社会福祉法人側は契約の内容・金額により契約書に収入印紙を貼付しなければなりません。通常、契約書は当事者が共同作成し双方が1通ずつ所持しますので、社会福祉法人側は収入印紙を貼付した契約書を相手方（国、地方公共団体）に渡し、社会福祉法人側では収入印紙が貼付されていない契約書を所持することになります。

③について

また、介護保険制度における介護サービスに係る利用者や障害者の自立支援に係るサービス利用者との契約書は、請負契約書とはみなされないため印紙税は課税されませんが、工事業者との間で作成する工事請負契約書は、非課税規定が適用されませんので、双方所持する契約書に収入印紙を貼付しなければなりません。

④、⑤について

受取金額が3万円以上の領収書に収入印紙が貼付されているケースは、私たちが日常生活において経験していることですが、もともと社会福祉法人は、発行する領収書全てについて収入印紙を貼付する必要がありません。これは印紙税法上「営業に関する受取書」となっており、営業行為を行わない（利益分配を行うことができないことを言います。）社会福祉法人は、収入印紙を貼付する必要が無いからです。（収益事業に基づく受取金額3万円以上の領収書であっても必要ありません。）

2 税務調査の際、貼付すべき収入印紙を貼付していない契約書等があった場合は、貼付すべき印紙税の額に加えてその2倍の過怠税を徴収されます。（すなわち、印紙税額の3倍が徴収されます。）

3 誤って契約書等に収入印紙を貼付し、消印してしまった場合は、所轄税務署に「印紙税過誤納確認申請書」を提出し、誤って貼付した契約書等を提示すれば還付が受けられます。

《平成21年12月掲載》